

2015年12月28日

世田谷区長
保坂 展人 様

世田谷区公契約適正化委員会
労働報酬専門部会
部 会 長 永 山 利 和

労働報酬下限額に関する中間報告

世田谷区公契約条例および同施行規則、区長諮問書を受けて、公契約適正化委員会労働報酬専門部会はこれまで4回にわたり論議してきた。第4回専門部会において平成28年度公契約条例に係わる労働報酬下限額に関する「中間報告答申書」策定に向けた同答申案提出を決定した。この決定に従い部会長からの答申書試案を区長に提出する。

公契約対象事業における労働報酬下限額について以下のように定める

1. 委託事業について以下のように設定する

世田谷区公契約条例に基づき、委託事業の労働報酬下限額については区職員行政職給料表(一)高等学校卒業者初任給を時間換算して算出した金額1093円を労働報酬下限額とする。またこれを基礎に職務、職能等を考慮し、その他の職種にも適正な労働報酬下限額を勘案するものとする。

2. 建設・土木産業について以下のように設定する

建設業については平成28年3月の東京都公共工事設計労務単価にける各職種の85%を労働報酬下限額とする。

(労働報酬下限額設定に対する考え方)

建設産業労働者においては国土交通省が3年連続で設計労務単価を上げた。建設産業市場の拡大、公共事業費増額などにより、近年労務単価の実勢に改善の兆しがある。しかし建設産業労働者賃金は他産業に比して依然低い水準にある。また社会保険未加入等による労働生活の不安定さ等の改善も十分に行き渡っていない。

これらの現実を踏まえ、労働組合はもとより事業者も賃金水準の引上げ、社会保険加入促進等の改善を要し、また改善なしには建設産業の長期的発展を切開くことが出来ない。

とはいえ設計労務単価の 85%という労働報酬下限額は、現実の下請事業者の事業運営条件等に照らして、その実施には工事費用増と利潤確保に少なからぬ困難を伴うとの指摘がある。ただ下請事業者の多くも現状の改善が必要であることを認識している。問題は労働報酬改善に向け、実現可能な工事価格および施工費用とそれに係わる予定価格等の諸条件整備の改善を進めなければならない。改善実現の諸条件がどこまで図られるかに不安もあろう。

さて、建設産業に対する政府の産業振興政策は昨年来大きく転換している。国土交通省による「担い手 3 法改正」(平成 26 年 4 月)、なかでも、改正「公共工物品質確保法」(平成 17 年)における「工事価格」を構成する費用構成の改善、「発注関係事務の運用指針」の指示、「公共工事入札・契約適正化法」(平成 12 年)による「適正化指針」、「建設業法」(昭和 24 年)の法改正による「適正金額での契約締結」(平成 26 年 9 月)方針が打ち出され、公共事業発注者責務の改善、多様な入札法規の導入・活用が指示されている。受注者である建設業者における適正利潤の確保および建設労働者に対する労働諸条件の改善を強く促進する方針も示されている。

また、日本建設産業連合会は「労務賃金改善等推進要綱」(平成 25 年 7 月)、「再生と進化に向けて 建設業の長期ビジョン」(平成 27 年 3 月)等を相次いで策定し、大手元請企業も改善を図ろうとしている。

さらに国土交通省にくわえて総務省との二省通達「公共工事の円滑な施工確保」対策(平成 26 年 2 月)により、適切な設計・積算、予定価格引上げ等発注者責任に関する契約条件の改善を図り、「就労改善について」で賃金引上げ等を指示している。世田谷区においても二省通達に沿って改善すべきである。

本委員会は、世田谷区公契約条例が施行された、国の公共事業運営方針の改善に合わせ、区発注公共事業における労働条件改善を実施する、積極的に建設業の発展を図る、防災・減災、区民福祉向上に欠かせない建設産業の担い手を確保できるように経営および就労条件の改善を図る、等を踏まえ、設計労務単価に対する 85%の労働報酬下限額設定は必要で可能な水準だと考える。

ただしこれら改善には発注条件の改善と合わせ、平成 28 年度が公契約条例労働報酬下限額設定の移行期間であることから、基幹職種を中心に実施し、見習および高齢労働者・就労者については 70%以上とする移行措置をとれるものとする。

3. 法定福利費について以下のように取扱う

社会保険等の法定福利費については、国土交通省および総務省通達「公共工事の円滑な施工確保について」等を勘案し、発注者は、元請事業者および下請事業者まで現場就労環境の改善を実施する。改善措置は、「法定福利費を予定価格に反映」させ、「現場管理費率の見直し」、法令上の義務である社会保険等への加入促進を図る。すなわち

下請取引の各段階で労働者・就労者の法定福利費を適正に取扱うべきである。

公契約条例を適正かつ効果的に実施する前提条件の整備について

労働報酬下限額の設定に従い、公契約条例趣旨の実現に向けた適正な工事契約履行条件を確保する課題に発注者、元請事業者、下請事業者等も改善に向けた新たな対応が求められる。国土交通省および総務省の通達「公共工事の円滑な確保について」で要請諸事項が示されている。世田谷区においても通達に示された諸要請に応えることは必要となっている。

上記通達の要請は、以下の諸条件の改善を求めている。すなわち、 予定価格等の見直し、 低入札価格調査基準価格および最低制限価格の見直し、 スライド条項の適切な設定・活用、 設計変更等の適切な実施、 技術者、技能者の効率的な活用、 入札・契約手続きの効率化、 地域建設業者の受注機会の確保、 建設業者の資金調達の円滑化、 就労環境の改善、 以上を区および区議会議長に要請している。

国土交通省および総務省の二省要請を受け、労働報酬専門部会は、公契約条例適正化委員会が公契約条例の効果的実施に必要な前提条件づくりに向けて以下のような事項について区および区議会が速やかに対応することを求めるものである。

1. 適正な設計、積算を踏まえ、公正かつ適正に入札・契約を実施する

適切な施工実施のために、設計・積算を適正に実施するため、設計と積算の体制を適切に改善し、受注者が実行可能な見積の実行を考慮し、応札までの期間を現状より拡大する。

2. 官製ワーキングプアの減少、解消のため、公正な労働諸条件や適正な賃金水準の確保できる積算方式とし、法定福利・厚生費用の経費負担をすべての労働者に適用・実施でき、また事業者が適正利潤を確保できるよう改善する。

サービス提供、施工工程等においてサービス内容、工事品質の確保はもとより、公契約実施に当たっては各種法令を順守し、官製ワーキングプアを生まないように、適正な労働条件・賃金水準の確保、社会保険・社会保障等に係わる法定福利費等を予定価格に反映させ、就労する労働者・就業者に法令上の義務を果たせる法定福利費を確保させるものとする。

とくに下請重層構造の課題改善を踏まえ、下請取引改善に努めるとともに、建設業法、公共工物品質確保法、入札・契約適正化法のいわゆる「担い手3法」改正の趣旨、並びに上記両省の通達に沿い、元請契約から下請契約にまで法定福利費等を適正に支

払って施工するようにする。

3. 区内の公的サービスの担い手の事業、建設産業の社会的役割を發揮し、区民等における防災・減災等、災害対応能力の向上を目指し、サービス業や建設産業の活性化、発展を図る

公正かつ適切な競争秩序を維持し、区内の建設産業や公的サービスの社会的役割の重要性に鑑み、防災・減災の機能等にも着目し、区の公共調達が地域経済社会を活性化し、区民福祉の向上、中小企業および小規模企業の企業経営改善に資するよう、条例を柔軟に活用する。

4. 公正かつ適正な入札・契約制度を実施する

入札制度において原則的に区内に本社を置く企業を前提に、各種の入札・契約制度を効果的に実施するため、競争促進手法が図られ実施されてきたランク制を改め、予定価格制度を適切に、柔軟に設定するとともに、最低制限価格制度、低入札価格調査制度、スライド条項の適切な設定・活用、設計変更を適切に実施するなど、改善を進める。これらによって労働報酬下限額、適正な工事価格および利潤の確保および適切かつ良質な工事およびサービス提供の実現に努める。

5. 適切な設計・積算を前提に入札等において公正な競争を実施し、事業運営を安定させる制度に活用する

公契約条例制定の意義に沿い、区内に本社を置く企業に対し、公正かつ適正な競争、ランク制および入札制度の改善を図るなかで、最低制限価格を予定価格の90%以上とする。

6. 公契約条例の効果的に実施体制を整える

公契約条例制定およびその効果的实施に向けて、発注者である区が関係各部門に周知し、そのうえで元請企業、下請企業等にまで条例を周知し、同条例趣旨を公知する。公契約条例適用事業所には各職場に公契約条例適用事業であることを明示する。またチェック・シートを公契約条例に沿って改善し、契約行為履行等の事務手続等にもこれら趣旨に沿う様式、書式を整える。

7. 公契約条例実施効果の点検および調査を実施する

前年度における公契約条例実施状況における効果を点検、調査し、改善課題等を見出す調査を実施する。

なお、 については適正化委員会へも提出、論議を実施するように要望する。